

構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う構造用パネルの格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から d) のとおりとする。

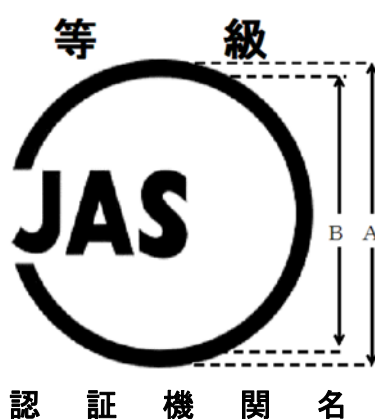


図 1—格付の表示の様式

- a) A は、20 mm 以上とし、B は、A の $\frac{9}{10}$ としなければならない。
- b) JAS の文字の高さは、A の $\frac{3}{10}$ としなければならない。
- c) 等級を表す文字の高さは、A の $\frac{1}{5}$ としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。

3 格付の表示の方法

格付の都度、各枚又は各こりごとに、見やすい箇所にちょう付し又は押印しなければならない。

制定等の履歴

- 制 定 昭和 62 年 4 月 27 日農林水産省告示第 501 号
- 一部改正 平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号
- 一部改正 平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号
- 一部改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
- 最終改正 令和 元年 8 月 15 日農林水産省告示第 668 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 昭和 62 年 4 月 27 日農林水産省告示第 501 号

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

- 平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号

改正文

平成 12 年 6 月 10 日から施行する。

- 平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 67 号。以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号。以下「旧法」という。）第 14 条第 1 項の規定により条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県，独立行政法人農林水産消費技術センター，改正法の施行の際現に旧法第 16 条第 2 項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人，旧認定製造業者（改正法附則第 6 条第 1 項に規定する旧認定製造業者をいう。），旧認定生産行程管理者（改正法附則第 6 条第 2 項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。），旧認定小分け業者（改正法附則第 7 条第 1 項に規定する旧認定小分け業者をいう。），旧認定輸入業者（改正法附則第 8 条第 1 項に規定する旧認定輸入業者をいう。），旧登録外国格付機関（改正法附則第 11 条第 1 項に規定する旧登録外国格付機関をいう。），旧認定外国製造業者（改正法附則第 12 条第 1 項に規定する旧認定外国製造業者をいう。），旧認定外国生産行程管理者（改正法附則第 12 条第 2 項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。）又は旧認定外国小分け業者（改正法附則第 13 条第 1 項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。）が，改正法附則第 3 条第 1 項，第 4 条第 1 項，第 5 条第 1 項，第 6 条第 1 項若しくは第 2 項，第 7 条第 1 項，第 8 条第 1 項，第 11 条第 1 項，第 12 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 13 条第 1 項の規定に基づき格付を行う場合における格付の表示の様式及び表示の方法については，なお従前の例によることができる。

- 令和元年 8 月 15 日農林水産省告示第 668 号

令和元年 11 月 13 日から施行する。